佐賀県訓令甲第8号

本

佐賀県本庁決裁等規程(平成28年訓令甲第7号)の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和6年10月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	大・シ衣に飼けるが定い改正即分は、「赤・シ即分である。												
改正前						改正後							
另	別表第3 (第4条、第5条関係)						別表第3 (第4条、第5条関係)						
	所属	事務の種類	知事の決裁を 受けるべき事 務	部長専決事務	課長専決事務		所属名	事務の種類	知事の決裁を 受けるべき事 務	部長専決事務	課長専決事務		
	略						略						
	が生進課		略				が生進課	地方拠点都 市地び産業 の 再配関する 注律務 る事務	略				
	さ創生選	生活に必要 な移動手段 の確保に関 する事務			地域住民の生 活に必要な移 動手段の確保 に関する事務 を処理するこ と 道路運送法に 基づく自家用								

		改正前			改正後					
推進課	関する事務			有償旅客運送 に関する事務 <u>を処理するこ</u> <u>と</u>						
創生	むしろこれ から鹿島・ 太良プロジ ェクトに関 する事務	略				創生	むしろこれ から鹿島・ 太良プロジ ェクトに関 する事務	略		
略	略					略				
交通 政策 課	交通政策に 関する事務	略				交通政策課	交通政策に 関する事務	略		
<u>交通</u> 政策 課	<u>運転代行業</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>			自動車運転代 行業の業務の 適正化に関す る法律に基づ く運転代行業 に関する事務 を処理するこ と						
交通政策課	鉄道に係る 施策の企画 及び誤動道沿 線地域の振 興に関する	略					鉄道に係る 施策の企動 及び調整並 びに鉄道の振 塊地域の振 興に関する	略		

		改正前	改正後					
	事務(他課 の分掌する 事務に関す る部分を除 く。)				事務(他課 の分掌する 事務に関す る部分を除 く。)			
交政課	新幹線に関	略		交政課 地交シテ室 地交シテ室	新幹線に関	略	テムに係る施	地域交通シス テムに係る施 策の実施に関すること 道路ではまる事 直に関する事 を処理すること
				<u>地</u> 変シテ室	運転代行業 に関する事 務			を 上 自動車運転代 行業の業務の 適正化に関す る法律に基づ く運転代行業 に関する事務 を処理するこ と

		改正前				改正後		
港湾課	港湾の整備 及び管理に 関する事務	略		港	弯 港湾の整備 及び管理に 関する事務			
略				B	各			
文化課	佐賀県立宇 宙科学館に 関する事務	略		文章	と 佐賀県立宇 宙科学館に 関する事務	略		
				<u>文</u> 課	<u>ヒ</u> <u>佐賀の復権</u> に関する事 <u>務</u>			<u>佐賀の復権に</u> 関する事務を 処理すること
文化 財 護 活 室			1~11 略	文財護活室	保護及び活用に関する事	財保護審議		1~11 略
文化 財 護 活 室	の審査登録 に関する事	略	•	文財養活室	呆 の審査登録・ に関する事	略	,	,
略				H	<u> </u>	•		

附則

この訓令は、令和6年10月31日から施行する。